

平成 2 2 年度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会環境部会

目 次

重点要望項目

環 境 局	1	大気汚染対策の充実	1
	2	ダイオキシン類対策の積極的推進	2
	3	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の 推進（総文）	3
	4	地球温暖化防止策における省エネルギー・新エネルギー 対策への財政的支援の充実	6
	5	廃プラスチック減容施設建設に関する環境基準 ガイドラインの設置について	7
	6	廃棄物処理施設等の整備に係る財政的・技術的支援の 充実	8
	7	緑の保全に対する施策の充実（建設）	10
	8	清流復活事業の推進（建設）	11
	9	アスベスト対策の強化	12
下 水 道 局	10	流域下水道事業の促進と財政援助（建設）	14
流域下水道本部	10	流域下水道事業の促進と財政援助（建設）	14

一般要望項目

環 境 局	1	内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)問題に対する 早期対策の一層強化	17
	2	地下水の広域汚染調査及び対策の促進	18
	3	土壌汚染対策への融資制度の創設と情報システムの 構築	19
	4	光害(ひかりがい)対策の積極的推進	20
	5	都立公園及び緑地(緑道)等の拡充整備及び維持管理の 充実(建設)	21
	6	カラス対策支援の継続	22
	7	河川・水路における浄化対策等の促進	23
	8	環境調査への支援と補助制度の創設	24
	9	環境教育の普及と環境マネジメントシステム 導入への支援	25
	10	在宅医療系廃棄物の処理について	26
	11	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を 適正かつ効果的に運用するための条件整備	27
	12	ペット火葬場・ペット霊園の規制	28
水 道 局	13	玉川上水環境整備の推進(建設)	29
	14	多摩地区の上水道用地下水の活用について	30
下 水 道 局	15	単独処理区域から流域関連公共下水道区域への編入 (建設)	31

16 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等（建設）……………32

流域下水道本部 15 単独処理区域から流域関連公共下水道区域への編入
（建設）……………31

重 点 要 望

(要 旨)

大気汚染の改善を図るため、現在、都ではディーゼル車の排出ガス規制強化等の施策を推進されているが、車種規制及び自動車排出ガスの新長期規制の確実な実施を国に要請するとともに、低公害車の普及等自動車公害防止対策の充実を図られたい。また、光化学スモッグの発生頻度が高まっていることから、原因の1つである揮発性有機化合物削減対策の充実強化を推進されたい。

(説 明)

大気汚染を防止するため、次の施策を講じられたい。

- 1 都は「自動車NO_x・PM法」に基づき「総量削減計画」を策定し、新基準による規制を実施しているところであるが、より一層低公害車等の普及を促進させるために、補助金制度の充実と併せ、天然ガススタンドの設置の推進を図られたい。
- 2 光化学スモッグの注意報、学校情報は区部、多摩地区ともほぼ同様な頻度で発生しているが、基準測定点が区部が24箇所であるのに対して、多摩地区は17箇所と少ない。そこで、多摩地区の一般環境大気測定局19箇所すべてに光化学スモッグの測定ができるよう整備されたい。
- 3 現在、地球的規模で問題となっている酸性雨について、自動測定装置の増設を図られたい。また、酸性雨の調査体制の確立と可能な対策について国に要請されたい。
- 4 浮遊粒子状物質の高濃度地域、特に問題となっている2.5 μ m以下の浮遊粒子状物質(PM_{2.5})の対策として、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講じられたい。
- 5 都の報告によると、過去5年間の窒素酸化物や非メタン炭化水素の年平均濃度は減少しているものの、光化学オキシダントの減少傾向が見受けられないことから、光化学スモッグの発生原因の1つである揮発性有機化合物(VOC)対策に一層の強化を図られたい。

(要 旨)

ダイオキシン類対策の積極的な推進を図るとともに、市町村への正確な情報の提供及び環境調査等の経費について補助制度を創設されたい。

また、東京都はダイオキシン類発生抑制のための焼却施設改善等に対する財政措置を国に要請されたい。

(説 明)

ダイオキシン類は、大気、水質、土壌、食物、母乳を通して健康に被害を与えるなど広範囲にわたる問題を投げかけている。

都においては、全市に測定点を設置し、監視及び事後対応等ダイオキシン類対策の積極的な推進を図られたい。また、小型焼却炉等で、助燃装置を使用しないなど不適切な使用方法によってダイオキシン類を発生させ得るもの等の取り扱いについて、各市の対応がまちまちになっている状況から、正確な情報の提供及び統一的な取り扱い基準の制定に努められたい。また、都のダイオキシン類調査だけでは、調査地点数が少なく、市民の不安を解消するには十分でないため、市町村が実施するダイオキシン類調査等の経費について、財政的支援を図られたい。

加えて、国に対し、次の措置を講じるよう引き続き要請されたい。

- 1 国の責任において、実態に即した総合的なダイオキシン類対策を早期に確立し実施すること。
- 2 小規模な施設を含む廃棄物焼却施設での発生防止技術の確立、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、ダイオキシン類対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
- 3 発生抑制のための既存施設の改修・改良について、施設の大小にかかわらず、補助の創設等、十分な財政措置を講じること。
- 4 ダイオキシン類に関する環境対策のために必要な環境影響等の実態調査、ダイオキシン類の測定体制の整備等に対する財政措置を講じること。
- 5 環境への負荷の少ない製品開発を促進すること。
- 6 非焼却由来ダイオキシン類の削減対策を確立し実施すること。

要望事項	3 横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	要望先 知事本局 総務局 環境局
------	---------------------------	------------------------

(要 旨)

横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策及び航空機騒音の全容把握のため次の施策を講じられたい。

(説 明)

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、極東各地に展開する物資・兵員の輸送中継基地及び米軍指揮の中核基地である。基地は市街化された住宅密集地にあり、また周辺自治体の行政区域を分断する形で広大な面積を占めている。

これまで基地周辺自治体が、航空機騒音などにより、まちづくりや生活環境面で受けてきた影響は計り知れないものがある。

また、在日米軍再編に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。都においては、基地対策の一環として、周辺自治体のまちづくりの支援に一層努められたい。

2 多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の早期実現

多摩サービス補助施設は、米軍の軍事目的ではなく、レクリエーション施設としてゴルフ・キャンプ等野外レクリエーション活動に利用されている。永年におたり地元市としては、全面返還を求めてきたところであるが、実現していない。現在、地元市にも施設の一部利用は認められているが、極く限られたものであり、十分なものとはいえない。よって、同施設返還に向けた取り組みを強化するとともに、返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備等、地元市の要望を踏まえて、十分な協議をされたい。

また、返還までの間、当面の対応として、緑あふれる広大な本施設の利用について、現在の一部利用の要件緩和と米軍との共同利用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強力な要請に取り組まれたい。

3 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

(1) 立川基地、入間基地、厚木基地の自衛隊機について、航空法で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、実態調査を実施されたい。

(2) 横田基地に関連する航空機騒音について固定測定点の増設を図り、艦載機による飛行訓練の臨時騒音測定を実施されたい。

都は、航空機離発着に伴うコース直下にある市町において固定調査・分布調査を行い、騒音の実態調査に努められているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握により一層努められたい。特に市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事にもつながりかねないので、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。

また、立川及び入間基地の自衛隊機も、1時間あたり10機を超える集中的な飛行や、大規模な編隊飛行による騒音が著しい状態となっている。厚木基地には高出力のスーパーホーネットが配備され、著しい騒音が発生している。したがって、その飛行実態を十分に把握するとともに、旋回飛行など通常のコース以外の飛行を含め、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。

厚木基地では、平成20年12月22日に厚木飛行場の航空機騒音に係る環境基準指定地域が改正され、これにより騒音被害地域は従前よりも拡大し、多くの住民が騒音被害を受けている実態が判明した。このような事実を踏まえ、艦載機による飛行訓練の騒音実態の把握のため、騒音測定の実施及び基地周辺の騒音対策の充実を図るとともに、訓練実施の際には早期の事前通知と大惨事につながりかねない市街地上空での飛行訓練の中止を、引き続き国に強く要請されたい。

また、NLP(夜間連続離着陸訓練)のみでなく、訓練内容が事前に通達されるような体制作りを国及び在日米軍に要請されたい。

4 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後とも関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対しても、国防政策上の対策であるという観点に立ち、各種の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。

特に、航空機による健康や生活環境に与える影響が懸念されるところであり、航空機の排ガスによる環境汚染調査並びに航空機騒音等による健康への被害という面から健康調査を実施し、実態の把握をされたい。

あわせて、航空機騒音に係る環境基準が一部改正され、平成25年4月1日より、新たな評価指標が採用されることとなり、今後、遅くとも平成23年度までに機器及びソフトウェアの更新が必要になる。これに伴い発生する航空機騒音測定機器の入れ替え等に関する経費についても助成措置を検討するとともに、国に対しても財政措置を要請されたい。

また、米兵による事件の再発防止と綱紀肅正の強化について、各基地司令官に対し、引き続き要請されたい。

(要 旨)

平成 17 年 2 月京都議定書が発効され、平成 20 年 4 月から京都議定書第一約束期間がはじまり、温暖化対策が拡充かつ加速化されている中、各自治体は、率先して積極的な温暖化防止対策に取り組む必要がある。自治体が推進する省エネルギー・新エネルギー対策においては、計画策定、初期投資、設備投資が必要であることから財政的支援のなお一層の強化を図られたい。

(説 明)

地球温暖化対策は、市・都・国の責務において具体的な行動により、実効性のある施策を展開する必要がある。

その中で、石油依存型エネルギー体制からの脱却を図るための新エネルギー・省エネルギー事業がこれからの大きな柱となるが、これらの事業の推進に遅れが生じている。

この主な阻害要因は、計画策定、初期投資や設備投資に多大な費用がかかるとともに投資費用回収期間が長期にわたるためである。

都においては、学校校庭芝生化や平成 21 年度から 3 年間太陽エネルギー利用機器の設置に対する補助を実施しているところであるが、さらに拡大して、市民、事業者、市が、それぞれ取り組む次の事業等に対して積極的かつ継続的な財政支援及び情報提供を講じられたい。

- (1) 建物、照明機器の高効率化、空調機のインバータ化等の省エネルギー施策
- (2) 太陽光発電・太陽熱利用及び風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギー利用のための普及事業や燃料電池等の先駆的な設備導入
- (3) ヒートアイランド現象防止等の目的で行う屋外緑化などの公共施設等緑化事業

要望事項	5 廃プラスチック減容施設建設に関する 環境基準ガイドラインの設置について	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

廃プラスチックのリサイクルを進めるには減容施設が必要となるが、減容施設建設に関し、住民理解が得やすい状況ではない。住民不安を取り除くためにも、早期にガイドラインの設定を強く国へ要請されたい。

(説 明)

容り法に基づき、廃プラスチックを処理するためには、自治体で中間処理を行う必要がある。中間処理をするための廃プラスチック減容施設を建設する場合、地元住民から健康被害を理由に施設建設反対運動が起こる場合が想定される。これは減容施設に関する安全基準が不明確であるだけでなく、圧縮時に生じるとされる環境物質に不安があるためだと考えられている。

このため都では、未だに廃プラスチックの収集を実施していない自治体が相当数ある実態を踏まえ、原因究明に向けた研究を進めるとともに、安全であるガイドラインを早期に設定するよう強く国へ要請されたい。

要望事項	6 廃棄物処理施設等の整備に係る財政的・技術的支援の充実	要望先 環 境 局
------	------------------------------	-----------

(要 旨)

廃棄物処理施設等の整備に係る財政的・技術的支援及び国に対して交付金制度における対象事業の充実・拡大並びに既存施設の基幹改良や延命化にかかる整備事業も補助対象とされるよう要請されたい。

(説 明)

清掃行政にとって、廃棄物の処理は極めて重要な役割をもっている。現在稼働中の多くの施設は、老朽化や、廃棄物の焼却に伴う大量の熱エネルギーの有効利用など、社会的要求に応えるため施設の更新及び増改築等整備の必要に迫られている施設が相当数ある。安全・安心な市民生活や社会環境の維持など社会的要求に対するごみ処理に要する経費は増加の一途を辿っており、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 廃棄物処理施設等の整備に係る財政措置の充実について

(1) 委託処理費等の財政措置について

多摩地域の焼却施設では、狭隘な敷地内で既存施設を最大限に稼働しながら施設更新を行っている。このため、工事期間中は一部について、近隣の施設に処理委託をしているが、委託処理費等の一時的な財政負担の軽減を図るため新たに財政支援措置を講じられたい。

(2) その他の財政措置の充実等

- ① 廃棄物処理施設における地球温暖化防止のための省エネルギー対策として、熱回収設備の整備、主要動力機器の改修等への財政的、技術的支援を講じられたい。
- ② 不燃・粗大ごみ処理施設及び焼却施設の建屋・管理棟・搬入道路・構内排水設備等の部分についても必要な財源措置を講じられるよう、国に要請されたい。
- ③ 自治体に過重な財政負担が生じる焼却炉の解体工事に要する費用について、跡地に新たに廃棄物処理施設を整備することを条件とすることなく、循環型社会推進交付金の対象とすべく国に要請されたい。
- ④ 廃棄物処理施設の基幹改良及び延命化整備事業等についても、

財政負担軽減の為、過去に補助対象となっていたものと同じく財政的支援の復活を国に要請されたい。

2 ごみ処理施設整備事業に係る技術支援について

ごみ処理施設の新設・更新および運営管理には、専門技術を有する職員と専門技術を統合し事業を管理する職員の確保が必要であり、これまでも都から先進的な施設更新に豊富な知識と経験をもつ技術者を派遣していただいていたが、引き続き技術的指導と人的支援を講じられたい。

3 広域支援及び災害ごみの処理量に伴う交付金制度の見直しについて

熱回収施設（焼却炉）の更新に当たっては、その規模を将来人口や将来ごみ量予測を基に算定することとなるが、この予測で算定した規模を超える上乗せ部分については、交付金が認められていない状況にある。

今後、予想される各市町村における熱回収施設の更新時等における「広域支援」及び大規模災害（震災等）発生時の「災害ごみ」の処理は、衛生的かつ速やかに行う必要があるため、こうしたごみの処理に伴う規模の増加・上乗せ部分について、交付金の対象となるよう制度改正について国に要請されたい。

要望事項	7 緑の保全に対する施策の充実	要望先 環境局 建設局
------	-----------------	----------------

(要 旨)

多摩地域に残されている貴重な自然（緑地・森林）を保全するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(説 明)

- 1 崖線以外の1ha未満の地域でも保全地域に指定するよう、面積要件の緩和と指定を推進されたい。また、多摩川沿いの崖線樹林について、広域的な観点から都による指定の拡大とその公有化を図られたい。
- 2 都民の憩いの場として、また防災上の観点からも、多摩地域の緑の保全、オープンスペースの確保は最優先の課題である。そのため、各市とも保存樹林地等の保全に努めているところであるが、保全地域の指定や公有化には多額の財政負担を要している。このことから、市の財政負担に対する補助制度等を創設するなどの措置を講じられたい。
- 3 優良な自然樹林地、屋敷林及び都市農地等、自然緑地保全のため、相続税の軽減など税制上の優遇措置を講じるよう引き続き国に要請されたい。
また、売却希望があった場合には、優先的に公有化できる制度を確立するとともに、必要な予算措置を講じる等、特段の配慮を図られたい。
- 4 自然緑地が保存されている河川については、旧河川敷の宅地化等を行わず、河川緑地化を図られたい。なお、市に委託している「いこいの水辺事業」は、維持管理基準の見直しや委託費の増額を講じることで、受託者である市の財政負担が新たに発生することのないよう、委託事業の見直しを図られたい。
- 5 多摩地域には谷戸、湧水、雑木林等が一体となり、多様な生物が生息できる自然環境が存在する。それらを里山保全の拠点とするため、良好な自然環境の保護に向け、早急に条例による指定を図られたい。

要望事項	8 清流復活事業の推進	要望先 環境局 建設局
------	-------------	----------------

(要 旨)

多摩川をはじめとする一級河川や中小河川及び用水は、都市化の進展や下水道の普及に伴い、水量が減少するなど本来の環境保全機能を次第に失いつつある。このため田畑・丘陵地等の緑を保全することにより、雨水の保水涵養等流出抑制を図り、自然の水循環をとり戻す必要がある。人間と生物が共存できる環境の保全及び回復に向け、清流の復活、水源林や河川堤外地の確保及び憩いとやすらぎのある水辺環境回復などの総合的施策を強力に推進されたい。

(説 明)

- 1 都が管理する一級河川（残堀川、野川、空堀川、黒目川等）の清流の復活や水量の確保等を、引き続き推進されたい。
- 2 既存の河川・用水等、清流保全に努めるとともに、自然環境と景観を保全・育成する「多自然型工法」の導入なども検討し、美しい景観や魚、水辺の鳥、昆虫、小動物などが生息できるような自然と調和した整備を推進されたい。
- 3 清流復活事業の具体化のため、東京都水循環マスタープランの実現に向けた実施計画を早急に策定されたい。
- 4 河川や用水の改修により親水化事業に取り組む市町村に対する支援制度を創設されたい。
- 5 河川の改修によりできた旧河川敷や河川に隣接した公有地を、地元市や住民の意思を取り入れながら河川を利用した公園用地として活用されたい。
- 6 湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、雨水の地下浸透策の推進並びに湧水源保全地の公有化等、総合治水や地下水の涵養に向け、多面的な水循環の形成に資する施策を図られたい。

(要 旨)

アスベスト対策について、市民の不安解消と新たな被害発生を防止するため財政的・技術的な支援策の措置を講じられるとともに、国及び関係機関に対しても必要な対策を実施するよう働きかけられたい。

(説 明)

1 都は、住民の不安解消と新たな被害発生を防止するため、次の事項について財政的・技術的な支援策等の措置を講じられるとともに、国及び関係機関に対しても、必要な対策を早急に実施するよう働きかけられたい。

(1) 建築物解体時等におけるアスベスト飛散防止及び適正処理について、実効性ある対策を講じられたい。特にアスベスト含有の処分については、全て埋め立て処分としているが、他の方法についても確立されたい。

また、建築物等のアスベスト除去等についても、事業者に届出の周知と表示の徹底を図られたい。

(2) 市町村の公共施設のアスベスト除去等に関する経費について、必要な財政措置を講じられたい。

(3) アスベストによる健康被害について、被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者の救済など、必要な措置を講じられたい。

(4) 市民の不安解消を図るため、福祉保健局、産業労働局、都市整備局、労働基準監督署との連携強化を行い、十分な情報提供を行うなど、専門的な支援体制の構築を確実に推進されたい。

(5) アスベスト除去等の費用負担が高額である。企業ばかりでなく民間住宅でも除去が義務付けられたので、財政的な面での補助制度の創設を図られたい。

(6) アスベスト関連法令等を整理し、アスベスト問題を総合的に対応できるような法的措置を国に要請されたい。

(7) 家庭から排出されたアスベスト含有廃棄物については、処理ルートがないことから保管に留まっている。長期的に保管していくことは、施設及び管理上困難であり、早急に製造業者が回収・処理する

制度の創設及び処理施設の整備を国及び関係業界へ要請されたい。

(8) 従来のアスベストによる健康被害はアスベスト製造工場や吹付け現場の作業員とされているが、高度成長期に建設された建物が老朽化する中で、アスベスト飛散措置をとらない無届の解体・改修工事による一般市民の健康被害が懸念される場所である。したがって、これらを監視し、市民の健康被害を防止するため、各市でアスベスト大気調査が実施出来るよう財政支援を図られたい。

2 アスベストに係る大気汚染防止法の改正に伴い、都が市へ事務の一部を委譲したことに対し、次の事項について、財政的・技術的な支援策を講じられたい。

(1) 困難な事例等における合同立ち入りや苦情への対応及び行政処分に至らないようにするための指導について、現場対応を含め市への協力を図られたい。

(2) 万一、行政処分を行う事になる場合は、法的支援及び国との連絡調整を通じた全面的な支援策を講じられたい。

(3) 「現場トラブル対応マニュアル」などマニュアル類の作成や講習会による技術支援、情報提供を講じられたい。

(4) 市の要請に基づき、都が解体現場周辺など大気中のアスベスト濃度測定を実施されたい。

(5) 今後とも、法改正等により事務内容に変更を伴う場合には、十分な期間をもって協議されたい。

(6) 大気汚染防止法に基づき、職員が立入検査を行っているが、健康診断が実施されていない状況である。このため、立入検査員の健康診断を実施する予算措置を講じられたい。

要望事項	10 流域下水道事業の促進と財政援助	要望先 下水道局 流域下水道本部 都市整備局
------	--------------------	------------------------------

(要 旨)

公共下水道は、快適な生活環境の確保及び公共水域の水質保全等広範な機能を有する都市施設である。

多摩地区の急激な市街化に伴い都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する下水道の整備は、最重要な行政課題である。

については、流域下水道事業の促進等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

(説 明)

- 1 現在進められている「流域別下水道整備総合計画」の見直しを早期に確定し、流域下水道事業の推進を図られたい。
- 2 流域下水道事業は処理区域が複数市にわたるうえ、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものである。関係市町も事業の進捗に伴い、建設費の一部を負担しているが、各市の財政にとって大きな負担となっているのが現実である。したがって、事業の広域性に鑑み、都負担分の増額措置を講じられたい。
- 3 流域下水道事業建設負担金に係る起債償還は、過去の高金利（８％）時代の固定金利であり、借り換えができない場合については、起債償還に伴う利子補給制度の創設を図られたい。
- 4 流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市の負担軽減を図られたい。
- 5 閉鎖性水域の水質の保全のために行われる通常以上の下水処理に対して、受益のある都の責任に応じた負担制度の創設を講じられたい。
- 6 流域下水道終末処理場建設の関係市は地域対策として周辺環境整備に鋭意努めている。しかし、その整備事業の促進にあたり多大な経費を必要とするため、困難を極めているのが実情である。この事業の広域性に鑑み、事業の施行に際し、特段の財政援助拡大措置を講じられたい。
- 7 浸水被害を早期に防ぎ、住民が安全で安心な生活を確保できるよう、流域下水道雨水幹線の早期整備に努められたい。また、公共下水道のうち、複数市にまたがる雨水排除幹線についても、効率的な運営及び事業

のスケールメリットを発揮させるための手段として、流域公共下水道事業の位置付けを行い施行されたい。

一 般 要 望

要望事項	1 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）問題に対する早期対策の一層強化	要望先 環 境 局
------	-------------------------------------	-----------

（要 旨）

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の現状把握と、人体や生態系へ及ぼすメカニズム解明等の調査研究を積極的に推進されたい。

また、都民に対して一層の情報提供に努められたい。

（説 明）

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）問題について近年、魚や貝等の生殖異常などのために、個体数の減少が見られるといわれていることから、環境中の化学物質と何らかの関わりが指摘されており、同様なことが人間にも起こるのではないかと懸念されている。

これらの化学物質は、動物の体内に入ると、本来その体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与え、人の健康や生態系に影響を及ぼすと考えられている。

今日、化学物質は、学校給食食器や家庭用品、文具類などあらゆる製品の原材料等として幅広く使用されている。

しかし、内分泌かく乱物質（環境ホルモン）については、因果関係の有無を含め、現在のところ未解明の部分が多い。これまで都民に対しては「くらしの安全情報」や「東京くらしねっと」などを通じて情報提供がなされているが、今後とも情報を適時提供するとともに、引き続き人体や生態系へ及ぼすメカニズム解明等の調査研究等の推進を一層図られたい。

また、諸情報が氾濫している中で、現状における内分泌かく乱物質（環境ホルモン）についての対策及び問題点等について、専門家による講演会や研修会を積極的に開催されたい。

さらに、都と市の効果的な連携を図り、市民の問い合わせ等に対応していくために、引き続き適切な情報の提供に努められたい。

要望事項	2 地下水の広域汚染調査及び対策の促進	要望先 環 境 局
------	---------------------	-----------

(要 旨)

地下水の広域的汚染調査及び対策の促進を図られたい。

(説 明)

トリクロロエチレンなど有機塩素系化学物質による地下水の汚染については、これまで国をはじめ各行政機関による地下水汚染実態調査により、その広範な汚染が確認されている。

都では、汚染井戸の経年的推移を把握するために、定期モニタリング調査を実施しており、テトラクロロエチレン等の有害物質の環境基準超過地点が多く見られ、汚染が継続している様子が明らかとなっている。

地下水の汚染は、通常の公害と異なり、直接市民の目に触れにくいので、その汚染を広範囲に拡散させないためには、早期発見、早期対応、早期対策が求められる。

都においては、「地下水汚染処理マニュアル」が作成されているが、今後とも、地下水実態調査地点数の拡大とともに、要監視項目である1,4-ジオキサン調査等地下水脈流調査を含め、総合的かつ広域的視野で汚染調査究明に努め、対策を講じられたい。

また、法・条例による土地所有者等の状況調査の結果、汚染が明らかとなった場合には、零細な事業者に対し周辺の調査や、汚染除去のため、支援制度の創設を図られたい。

【参考】地下水調査結果（定期モニタリング調査）

年度	項目	調査井戸数	環境基準 超過地点数	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
				超過地点数	超過地点数
平成12年度		119	71	24	41
平成13年度		124	71	19	43
平成14年度		126	78	19	43
平成15年度		139	69	15	33
平成16年度		131	77	14	35
平成17年度		129	73	14	35
平成18年度		128	71	8	29
平成19年度		128	67	7	31

（平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定結果）平成21年1月東京都環境局資料

要望事項	3 土壌汚染対策への融資制度の創設と情報システムの構築	要望先 環 境 局
------	-----------------------------	-----------

(要 旨)

土壌汚染対策を推進するために、汚染物質除去等に対する融資制度の創設及び都による積極的な技術支援の強化並びに情報共有化システムの構築を図られたい。

(説 明)

土壌汚染対策における、汚染土壌の調査・除去等は、「汚染者負担の原則」に基づき行われることが大前提である。しかし、調査・除去等には、多額の費用がかかり、中小零細企業には過大な金銭負担となる。そのため、工場若しくは指定作業場を廃止等する際、これらのための資金がなければ、汚染された土地が増加し、近隣の環境に影響を与える状況となる。

したがって、調査・除去の実施を促進させるため、土壌汚染者に対する融資並びに基金等の制度の創設を図られたい。

また、技術面においても、土壌汚染対策・地下水汚染対策の専門的な技術を要することも少なくないことから、都による積極的な技術支援の強化並びに情報共有化システムの構築を図られたい。

（要 旨）

- 1 公共施設・商業施設・大規模建築物・道路における屋外照明や広告物などについては、過度な照明やサーチライト等の使用を規制するためのガイドラインを示し、光害の防止を積極的に推進されたい。
- 2 光源についても、低圧ナトリウム灯など天体観測や生態系への影響が少なく、エネルギー効率の高い光源の使用を推進されたい。

（説 明）

現在、広告物への上向き照明、過度なネオンサイン、構造の不完全な道路照明や街路灯、不必要なライトアップなどから漏れる光は、環境面において様々な弊害を及ぼしている。

本来、照明にはその目的が伴っており、むやみに設置場所の周囲を照らし出すことを避け、その目的を生かしつつも周辺環境とのバランスのとれた設置方法・設置場所・照明方法等を組み合わせることが必要であり、光害の防止と社会環境との共生を図るとともに、エネルギーの浪費を防止しなければならない。

また、人々のところをなごませ、多くの物語を生み出してきた、美しい天の川や星座の数々などは、光害の影響で見えにくくなっている。情操教育や文化振興のためにも「星空」は守られるべき対象であり、市単位の対応では星空は取り戻せない広域的な問題である。

このことから、光害対策は、東京都の施策として位置付け、過度な照度となる照明機器の設置、サーチライト等の上方照明の使用規制、周辺環境によっては片側だけ照らす照明器具の使用、水平方向より上方に光が漏れないように設計された照明器具の使用を義務付けるなど、ガイドラインを策定し、光害対策を積極的に推進されたい。

要望事項	5 都立公園及び緑地（緑道）等の拡充整備及び維持管理の充実	要望先 環境局 建設局
------	-------------------------------	----------------

（要 旨）

都立公園及び緑地（緑道）等の拡充整備を図るとともに、公園に文化・スポーツ施設を設置されたい。

また、特別緑地保全地区指定を積極的に導入し、あわせてその公有化を図るなど緑の倍増計画を積極的に推進するとともに、緑の量だけでなく、緑の質や整備の質を高めた緑化空間を整備されたい。

（説 明）

失われていく武蔵野の自然を保全し、緑多き豊かな自然環境を育み、都民の大切な財産として後世に継承することは、今に生きる者の努めである。

このことから、次のことについてさらに促進を図られたい。

- 1 都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、狭山丘陵などの大規模近郊緑地の保全と更なる公有化を推進されたい。
- 2 特別緑地保全地区の新規指定の促進とその公有化を図られたい。
- 3 旧河川敷の緑化等有効な活用を推進されたい。
- 4 公園内に文化・スポーツ・レクリエーション施設を整備されたい。
- 5 野火止用水等の歴史環境保全地域の維持管理について、充実を図られたい。
- 6 「風致保全育成計画」の策定については、多摩地域における特性を十分に調査のうえ策定されたい。
- 7 松枯れ対策の補助金制度については、対象範囲の拡充及び積極的な技術的支援を図られたい。

(要 旨)

繁殖期のカラスによる攻撃等や営巣・休息場所での糞被害等は、市民から毎年多く寄せられている。平成 20 年度調査によると、都内全体及び区部での生息数は減少しているが、多摩地区での生息数は 3,600 羽増えているため、東京都が強化するカラス対策においては、多摩地区を重点的に実施されたい。

(説 明)

都のカラス対策後、いまだ市民から多くの苦情が寄せられている。繁殖期の親鳥による威嚇や攻撃被害、ごみ集積所の散乱被害、営巣・休息場所での糞被害等が発生している。

カラスの行動半径は、市町村を超えた範囲で 10 km から 12 km と広く、広域事業として都で対応する事が望ましく、極端な地域格差が生じないように、快適な生活空間を確保する上で、広域的かつ継続的なカラス対策が必要である。

東京都による平成 20 年度のカラス生息数調査によれば、都内全体及び区部での生息数は減少しているが、多摩地区では増加していると報告されているため、東京都が強化して実施するカラス対策においては、多摩地区を重点的に実施されたい。

また、カラス対策には徹底したごみ対策が必要であるため、市民への周知をはじめ防護ネットの配備など、万全な対策を実施するための財政支援を図られたい。

(要 旨)

都市における水辺環境の確立と河川等における水質の浄化を図られたい。また東京都の責任において関係各局と連携しながら、都内全域における、緑化等も含めた効果的な雨水浸透対策を図られたい。

(説 明)

1 河川等における水質の浄化について

河川等における水質汚濁の主な原因は生活排水であることから、公共下水道の普及促進に加え、未普及地域の発生源及び河川等への流入後の対策として、次の施策を強力に推進されたい。

(1) 発生源対策について

- ① 合併処理浄化槽の設置推進を図るため、合併処理浄化槽設置補助額を引き続き実勢価格に即したものとされたい。
- ② 浄化槽市町村整備推進事業に対し、引き続き補助制度の充実を図られたい。
- ③ 浄化槽法及び東京都生活排水対策指導要綱による指導強化を図られたい。

(2) 河川・水路における浄化対策について

河川・水路の整備を図るとともに浄化施設の建設及び水量確保を促進し、水環境の整備を図るため、各市で設置する浄化施設等に対して、実情に即した補助制度の見直しをされたい。

2 水辺環境を保全するためには、湧水源保全地の公有化等広域的な地下水の対策が不可欠である。東京都が実施した水収支調査の結果を基に、引き続き東京都の責任において関係各局と連携しながら、早急に都内全域における緑化等も含めた効果的な雨水浸透対策を図り、河川等が枯渇することのないような対策を講じられたい。

また、水質保全や節水対策として雨水貯留槽補助を実施している市に対して制度が継続できるよう補助制度の確立を図られたい。

(要 旨)

環境調査への支援と補助制度の創設を図られたい。

(説 明)

環境保全は地球規模の問題として重要性を増しているが、その原点として現状の把握が最も重要であり、この変化を読み取ることにより迅速な対応策が打ち出せるものである。従って環境・公害事務については、高度な識見と環境情報の把握・蓄積が必要である。

このため、一般環境大気質をはじめ道路交通騒音・振動及び河川調査等における定点調査を実施しているが、調査に要する経費は莫大である。分析機器類の購入費及び環境調査費については、従来、環境監視調査等補助金として国より補助金があったが、三位一体改革により廃止された。また、税源移譲はあるものの、これらの調査委託にかかる経費は各調査事業に多大なる負担が避けられない状況にあるため、都の技術的支援の充実を図るとともに独自の補助制度の創設を図られたい。

要望事項	9 環境教育の普及と環境マネジメントシステム導入への支援	要望先 環 境 局
------	------------------------------	-----------

(要 旨)

環境保全の意欲を向上させるために、環境教育、環境活動の人材育成の更なる充実と多摩地域に環境教育の拠点となる環境学習センターの整備を図られたい。また、環境マネジメントシステムの普及を推進するとともに、市が導入する際の技術的指導等の支援を図られたい。

(説 明)

1 環境教育の推進

東京都環境学習リーダー講座が平成 15 年度で廃止されたが、環境学習を推進していくために、復活されたい。また、環境教育のためのビオトープや太陽光発電設備等の整備や人材の活用、研修など充実のため、財政的支援を図られたい。

2 環境学習の拠点となる施設の整備

多摩地域における環境教育の拠点となるよう、市が設置する環境学習センターへの財政支援を図られたい。また、環境教育を推進するために、東京都における貸し出し物品では機器類・教材の品目を拡大されたい。

3 環境啓発活動への財政支援

イベントによる参加型環境教育等、環境啓発活動への財政的支援を図られたい。

4 環境マネジメントシステム導入への支援

環境マネジメントシステムを自治体が率先して取り入れることにより、環境問題に対する市民・事業者への啓発や職員の意識向上、行政コストの抑制などといった効果が期待され、ひいては地球環境の改善が図られるため、導入及び導入後の維持管理のための支援を図られたい。

(要 旨)

家庭より排出される注射針については、医療機関や薬局等で回収・処理体制が整ったところであるが、注射針以外の在宅医療廃棄物についても併せて医療機関や薬局等で収集・処理する体制を整備されたい。

また、製造業者においても同様に回収・処理の責任を負わせるなど回収システムの確立について国へ要請されたい。

(説 明)

平成 14 年から家庭から排出される使用済み注射針を医療機関や薬局等で回収・処理する体制が開始され、現在、多摩地域及び 23 区の全域において回収作業が行われており、引き続きこの制度が順調に進むよう財政支援を復活されたい。

また、現状では、その他の医療系廃棄物（チューブ・カテーテル類）についての回収事業は未実施である。医療系廃棄物は、感染性・非感染性の区別ができないうえ、薬剤等が入っていた容器で、可燃物として処理する必要がありながら、リサイクルマークを表示しているものがあり、収集運搬や、可燃物・不燃物・資源物処理施設において、適正に処理することができないため、安全な業務が確保できない。今後これらについても専門の医療機関や薬局等で収集・処理する体制の構築を国へ働きかけられたい。

要望事項	11 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための条件整備	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

環境確保条例にもとづく事務を行うにあたって、解釈上の疑義について都に照会することも多い。それらの回答を迅速に行うことができる体制の整備、及びそれらの情報を各市の条例を運用する担当者で共有するためのシステムづくりを図られたい。

(説 明)

平成 13 年 6 月に制定された環境確保条例は、規制内容も広範囲かつ詳細にわたり、公害発生の防止に大きな役割を果たしている。しかしその反面、工場認可や指定作業場の届出、土壌汚染対策などにかかわる相談、指導の場面において条例や規則、マニュアルに明記されていない点、解釈に疑義が生じる場面がある。

そうした場合、多くは条例制定者である東京都に対して、運用について照会を行っているが、回答を得るまでに多くの時間を要する事がある。

平成 20 年度には環境確保条例の運用解釈に係る検討連絡会が設置されたが、引き続き質疑応答集や条例運用マニュアルの整備更新などにより、都及び各市で条例運用にかかわる情報が共有化できるようにするとともに、疑義が生じやすい表現や用語などの見直しなど、円滑な運用を図られたい。

(要 旨)

ペットブームにより、ペット火葬場やペット霊園が急増しており、これに伴い近隣住民とトラブルになるケースも増えている。一部の市においては、市への届け出や周辺住民への説明を義務付ける条例等を制定しているところもあるが、市のレベルでは対応できない状況もあり、東京都として総合的なペット火葬場・ペット霊園の設置基準の制定を図られたい。

(説 明)

人間の火葬場や墓地を設置する場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」により知事の許可を必要とするところであるが、ペットに対する施設は法律の定めがない。

また、旧厚生省が出した通達によると、動物の死体は一般廃棄物として扱われるが、動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項の廃棄物に該当せず、当該火葬施設の設置は廃掃法上の対象とならない。

また、殆どの動物の死体を火葬する焼却炉が、火床面積が0.5㎡以下、焼却能力が1時間当たり50kg以下で製造されていることから、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の指定作業場としての規制を受けない。指定作業場の届出に該当する規模であっても、ばい煙の規制基準は廃棄物焼却炉として定められたものであり、対象とならない。

したがって、各市においては「煙」や「におい」に対する訴えがあった場合において、悪臭防止法や環境確保条例136条に基づいて個別に対応しているのが現状で、市民からの「設置してほしくない」という要望には応えられない。

さらに、事務所を設けず、焼却炉を車に積んで火葬して回る移動式の火葬車が増えるなど、一市では対応できない状況も発生している。

これらに対応していくため、東京都全体として、ペットに対する火葬場や墓地の設置基準の制定を図られたい。

要望事項	13 玉川上水環境整備の推進	要望先 都市整備局 建設局 水道局
------	----------------	-------------------------

(要 旨)

- 1 玉川上水の貴重な環境を保全する諸施策を実施されたい。
- 2 玉川上水の沿線の環境整備を図られたい。
- 3 法面崩壊により危険な箇所を補修されたい。

(説 明)

平成 15 年に開削 350 年を迎えた玉川上水は、高い歴史的価値を持ち、文化財保護法に基づく国の史跡に指定された。

玉川上水は、水と緑の自然豊かな憩いの空間となっており、付近の住民はもとより、遠方からも多くの人々が訪れ、四季折々、自然に親しんでいる。

東京都では、平成 11 年 3 月 19 日に歴史環境保全地域に指定し、また、東京都景観条例に基づき「景観基本軸」に指定している。さらに「史跡玉川上水保存管理計画」の策定により、基本的な保存管理及び史跡・名勝に関する整備活用方針が示された。

このような貴重な環境を保全し、訪れる人々が安心してこの遺産にふれることができ、永遠に後世に引き継がれるよう沿線の環境整備が図られなければならない。

- 1 従来整備が困難とされていた箇所について、緑道の整備を図られたい。
- 2 老朽化した桜の木などの樹木の植え替え・せん定を実施するとともに、公園灯の設置など、景観に配慮した緑道の維持管理の充実・強化を図られたい。
- 3 玉川上水の両岸 100m として指定された景観基本軸内の建築行為などの特定行為については、事業者が玉川上水の景観に配慮した景観づくりに取り組むよう積極的に指導されたい。
- 4 多摩都市モノレールが開通し、玉川上水駅を利用し、玉川上水を訪れる都民が急増した。これに伴い、玉川上水を訪れる多くの都民、そして付近の住民からもトイレの設置の要望が多数寄せられているため、都においてトイレを設置されたい。
- 5 近年法面の崩壊が著しい。道路敷として使用許可を受け、一般の交通に開放している部分もあり、早急に危険な箇所について法面の補修を図られたい。

(要 旨)

多摩地区の取水井戸の積極的な活用を図り、河川水と地下水の割合については現状の割合を確保されたい。

(説 明)

多摩地区の地下水は、地盤沈下が沈静化した昭和 60 年代以降、平成 19 年度で、日平均配水量 128 万 5 千トンのうち 36 万 3 千トンと約 28% の揚水実績があり、平常時はもとより、渇水時や震災時においても身近に利用できる貴重な水源である。また、地下水は「おいしい水」の要件とされる適度なミネラル分を含み、水温も年間を通じてほぼ一定している。都水道局は平成 15 年度に策定した「多摩地区水道経営改善基本計画」に基づき、統合 25 市町への業務委託を解消し、平成 24 年度を目途に都水道局が直接運営する移行計画を推進中である。移行後においても、都水道局が保有する 288 本の取水井戸の計画的な更生工事と取水ポンプの更新を行う等、維持管理の充実と積極的な活用を継続し、安全でおいしい水の広域的な確保を図られたい。

要望事項	15 単独処理区域から流域関連公共下水道区域への編入	要望先 下水道局 流域下水道本部 都市整備局
------	----------------------------	---------------------------------

(要 旨)

単独処理区域を流域関連公共下水道区域へ編入されたい。

(説 明)

単独公共下水道事業は、急激な都市化による公共用水域の水質汚濁防止等に対応するため、流域下水道事業が着手する以前から事業化されたものである。

しかし、今後は、耐用年数を迎える施設の再構築及び高度処理施設の整備などが必要となり、財源の確保が大きな課題となっている。

一方、流域下水道事業の役割は、市町村の行政区域とは関わりなく、一つの水系単位についてその水質の汚濁を効果的に解消することにある。

また、処理場の一元管理による経営の効率化及び広域処理による水質保全が図られる見地から、単独処理区域を流域関連公共下水道区域へ編入されたい。なお編入については、地形等の制約・処理場の能力・費用負担等の多くの課題があり、関係市と共に検討を行い、適切に対処されたい。

(要 旨)

- 1 公共下水道事業に係る起債償還に伴う利子補給制度を創設するとともに、起債償還期限の延長、借換え制度の緩和などを図り、財源負担の軽減を図られたい。
- 2 公共下水道事業として実施する処理場及び幹線管渠の補助制度の充実を図られたい。
- 3 公共下水道事業の維持管理費用について補助制度を創設されたい。
- 4 下水汚泥の処理・処分を広域的に行い、効率的な有効利用を図られたい。
- 5 日本下水道事業団に対する補助金の負担が適正になるよう、国へ働きかけをされたい。

(説 明)

- 1 公共下水道事業の主要な財源は起債であり、その償還に伴う支払い利息の増加は、下水道財政の圧迫要因となっている。
起債の借換え基準の緩和については、国に要望していただいているところであるが、多摩地域における下水道事業をさらに促進するためにも、負担緩和措置として都において利子補給制度を創設するとともに、起債償還期限の延長、借換え制度の緩和などを図り、財源負担の軽減を図られたい。
また、平成 19 年度に「公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」により公的資金の繰上償還が可能となったが、対象要件が厳しく限定的であったことから、本制度を十分に活用できない団体が多くあったため、本制度の財政力指数に関する要件を削除するなど要件を緩和し、新たに追加実施されたい。
- 2 公共下水道事業として実施する処理場及び幹線管渠の整備に対する補助は、流域下水道事業に比べ著しく低く、公共下水道事業の促進を阻害しているので、流域下水道事業と同様の補助内容とするよう国に引き続き要請されたい。
また、都においては、平成 11 年度に処理場建設に係る起債元金償還金の補助制度が創設されたが、さらに、幹線管渠分についても同様の施

策を講じられたい。

- 3 公共下水道事業の維持管理費に対しても、流域下水道と同様、都の補助制度を創設するなど財政援助措置を講じられたい。

特に劣化の著しい設備改修にも、早急な財政援助を図られたい。

- 4 東京都が中心となり、汚泥の処理・処分については、都において広域化し、処理・処分先の長期的安定的な確保と有効利用を図られたい。

- 5 日本下水道事業団に支出している負担金は、一定の人口を有している市のみで負担する基準となっているが、下水道事業を行っている全ての地方公共団体を対象にして公平な負担となるよう、基準の見直しを事業団を認可している国に働きかけられたい。